

要 旨	当機構における勤務実態等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 「救急病院勤務手当」の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支給対象者 支給対象者に薬剤師を加える。 ○支給額 12,000円（他のコメディカルと同様） ○改正理由 中央病院の薬剤師の賃金水準は、他のコメディカルと同水準であり、薬剤師を除外することは均衡の観点から適当ではないため。 【参考】支給予定額 6,480千円 <p>(2) 「待機手当」の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支給対象者及び要件 中央病院に勤務する臨床工学技士が、救急医療を行うための呼出しに備えて自宅等において待機を行った場合に支給する。 ※ただし、待機手当を支給された職員には呼出手当は支給しない。 ○支給額 待機1回につき1,000円 ○新設理由 臨床工学科では宿日直勤務がなく、緊急時には即座に待機職員が呼び出されるため、他の診療科に比べて待機そのものに対する心理的負担が大きい。従って待機手当の支給による処遇改善が必要であるため。 【参考】支給予定額 1,095千円 呼出手当減額予定額（年額） 840千円 実質影響額 255千円

(3) 「新生児担当医手当」の新設

○支給対象者及び要件

中央病院に勤務する医師が、NICUにおいて新生児医療の業務（入院時の処置に限る。）に従事した場合に支給する。

○支給額

入院した新生児1人につき10,000円（当該新生児を主に担当する医師1人に対し、入院初日に限り支給）

○新設理由

ハイリスク新生児の診療等を行う医師の待遇を改善するとともに、新生児医療に従事する医師の確保を図る必要があるため。

【参考】支出予定額 1,490千円

県補助金額 496千円

実質影響額 994千円

2 手当支給開始日

○救急病院勤務手当

令和5年10月（当月見込み分を当月支給）

○待機手当及び新生児担当医手当

令和5年11月（前月実績分を翌月支給）

施行期日	令和5年10月1日から施行する。
------	------------------

【影響額試算】

○待機手当

1,000円（※1）×365日×3人（※2）=1,095,000円

（※1）単価は他院状況を考慮（静岡県立病院機構 待機一回1,080円支給）

（※2）臨床工学科では3人体制で待機

○新生児担当医手当

10,000円（※）×149件（R4年度実績）=1,490,000円

（※）単価は「山梨県新生児担当医手当等支給事業費補助金」の基準額

○救急病院勤務手当

12,000円（※）×45人×12か月=6,480,000円

（※）コメディカルの支給単価は12,000円/月

職員給与規程 新旧対照表（令和5年10月1日施行）

	新	旧
(特殊勤務手当)	(特殊勤務手当)	
第45条 略	第45条 略	
2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	
一～十七 略	一～十七 略	
十八 <u>待機手当</u>		
十九 新生児担当医手当		
3～6 略	3～6 略	
7 待機手当の支給を受ける職員には、呼出手当は支給しない。		
(救急病院勤務手当)	(救急病院勤務手当)	
第51条の11 救急病院勤務手当は、中央病院に勤務する次の各号に掲げる職をもつて任用された職員が、病院業務に従事したときに支給する。	第51条の11 救急病院勤務手当は、中央病院に勤務する次の各号に掲げる職をもつて任用された職員が、病院業務に従事したときに支給する。	
一 保健師	一 保健師	
二 看護師	二 看護師	
三 准看護師	三 准看護師	
四 看護補助	四 看護補助	
五 理学療法士	五 理学療法士	
六 作業療法士	六 作業療法士	

七 視能訓練士	八 言語聴覚士	九 歯科衛生士	十 診療放射線技師	十一 臨床検査技師	十二 臨床工学技士	十三 管理栄養士	十四 栄養士	十五 精神保健福祉士	十六 社会福祉士	十七 保育士	十八 救急救命士	十九 公認心理師	二十 医療事務補助のうち医師事務作業補助業務に従事する者	<u>二十一 薬剤師</u>	二十二 薬剤師
2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	2・3 略	
(待機手当)	(新設)														
第51条の14 待機手当は、救急医療を行うための呼出しに備えて自宅等において待機を行うことを病院長に指定され、待機を行った臨床工学技士に対して支給する。															
2 前項の手当の額は、その待機1回につき1,000円とする。															

(新生児担当医手当)

第51条の15 新生児担当医手当は、中央病院に勤務する医師
が、NICU に新たに入院する新生児の診察等の業務に従事した
場合に支給する。

2 前項の手当の額は、NICU に入院した新生児一人につき
10,000 円とし、当該新生児を主に担当する医師1人に、入院
の初日に限り支給するものとする。

附 則（令和5年規程●号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

給与規程改正の概要

(1) 「救急病院勤務手当」の改正

○改正内容

支給対象職種に薬剤師を加える。

○改正理由

- ・ 救急病院勤務手当は、救急病院における看護職員等の賃金引き上げを目的とし、令和4年10月1日から支給している。
- ・ 手当支給の財源は診療報酬であるが、診療報酬において薬剤師を除外していることから、当機構においても除外していた。
- ・ 薬剤師を除外している理由について、薬剤師の賃金水準が高いことを理由としているが、当機構薬剤師の賃金水準は、他のコメディカルに比べ高いとはいえない。
- ・ 他の職員と賃金水準が同等であることを理由に、薬剤師にも本手当を支給している病院も存在する。

※たつの市民病院 薬剤師とその他医療技術職との給与水準に違いがないことを理由に薬剤師に対しても手当を支給（支給額8,500円）

- ・ また、薬剤師は採用困難職種であり、賃金水準の向上は、既存職員の繋ぎ止めや新採用職員の入職のインセンティブになるなど、薬剤師確保にも資する。

○支給額

一月あたり12,000円 ※他のコメディカルと同様

○影響額（年額） 12月×

$$12,000\text{円} \times 45\text{人} = 6,480,000\text{円}$$

(2) 「待機手当」の新設

○概要

中央病院に勤務する臨床工学技士が、救急医療を行うための呼出しに備えて自宅等において待機を行った場合に支給する「待機手当」を新設する。

○新設理由

- ・ 臨床工学科では、宿日直勤務がないため、平日夜間や週休日における緊急時には、即座に待機職員が呼び出される体制となっており、宿日直勤務を

導入している診療科に比べ、待機そのものに対する心理的負担が大きい。

- ・ オンコールに関する手当として、平成 25 年度に呼出手当を新設し、処遇の改善を図ったが、上記のとおり臨床工学科では、呼び出される負担よりも待機することの負担の方が大きく、待機手当の支給要望が従来より強かつた。
- ・ 他県でも待機手当を支給している例があり、それを参考に手当額を設定。
※静岡県立病院機構 救急医療を行うための呼出しに備えて自宅等において待機を行った職員に、待機手当を支給（支給額 1,080 円）

○支給額

待機 1 回あたり 1, 000 円

○影響額（年額）

1, 000 円 × 365 日 × 3 人（※） = 1, 095, 000 円

（※）臨床工学科では 3 人体制で待機している

現行の呼出手当実績額 840, 000 円

実質影響額 255, 000 円

（3）「新生児担当医手当」の新設

○概要

中央病院に勤務する医師が、NICU において新生児医療の業務に従事した場合に支給する「新生児担当医手当」を新設する。

○新設理由

- ・ ハイリスク新生児の診察に携わる医師の処遇改善を図る必要がある。
- ・ 同じ周産期機能を持つ山梨大学医学部付属病院では、同内容の手当を支給しているため、均衡の観点からも支給することが望ましい。
- ・ 本手当を支給する場合、県からの補助金が受けられる（補助率 1/3）。

○支給額

新生児一人あたり 10, 000 円（入院時の処置に限る）

○影響額（年額）

10, 000 円 × 149 件（R4 実績） = 1, 490, 000 円

県補助金額（補助率 1/3） 496, 000 円

実質影響額 994, 000 円